

戸田市生け垣等設置奨励補助金制度のご案内

生け垣・緑化フェンス・接道部緑地帯・駐車場緑地帯の設置に
最大20万円を補助します



必ず工事をする前に、できるだけ早くご相談ください！

申請は着工前が条件です。着工後・支払後は補助対象外となります。まずはお気軽にご連絡ください。



補助金額

1m あたり

10,000 円

0.1m未満の端数は四捨五入

上限額

200,000 円

実費額が補助額を下回る場合は実費額が補助額の上限額
駐車場緑地帯は「長さ」→「面積(㎡)」に読み替え

対象者

✓ 市内で対象施設を新たに緑化する方（市民・法人問わず対象）

対象外

- ✕ 戸田市宅地開発事業等指導条例の適用を受けて緑地を設置する場合は対象外
- ✕ 建築物、緑化工法、資材等の販売を目的に設置するとき
- ✕ 同種の他の緑化補助制度との重複受給は不可



対象となる施設



生け垣

つる性でない樹木
(高さ80cm以上・列植)



緑化フェンス

つる性植物による
フェンス緑化
(既設フェンスの活用可)



接道部緑地帯

道路に面した低木の列植
または低木と地被類混植



駐車場緑地帯

公道から見える
駐車場の緑化

申請の流れ（4ステップ）

1

事前相談

着工前に相談

2

交付申請

必ず着工前に書類提出

3

工事着手

決定通知後に開始

4

設置完了届出書

工事完了後すぐに

お問い合わせ先

戸田市 みどり公園課（市役所本庁舎 3階 22番窓口）

TEL 048-441-1800

（代表）



補助対象の詳細基準と参考イメージ



工事着工前に必ずご相談を！

見積書・現地案内図・平面図（植栽計画図）等をお持ちいただくとスムーズです。

生け垣



- ・ 新たに生け垣に適した樹木を植栽したもの
- ・ 道路・私道に面した長さが1.5m以上（隣地境界線沿いも対象）
- ・ 外部から観望出来る樹木の高さが80cm以上
- ・ 植栽密度：1mあたり2本を標準に、支柱等を施し列植
- ・ 前面に構造物を設置する場合、構造物の高さは60cm以下

接道部緑地帯

- ・ 樹木の高さ20cm以上の低木の列植、または低木と地被植物等の混植
- ・ 道路に面した接道部の緑地帯の長さが1.5m以上
- ・ 植栽密度：1mあたり2株を標準
- ・ 前面に構造物を設置する場合、構造物の高さは60cm以下

緑化フェンス

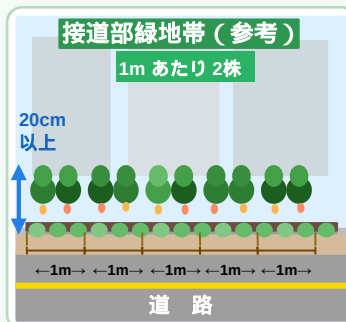
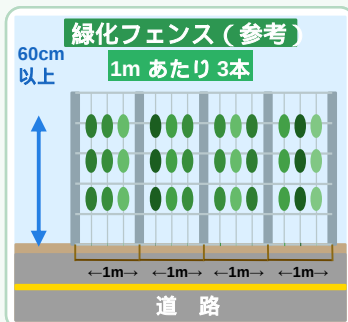
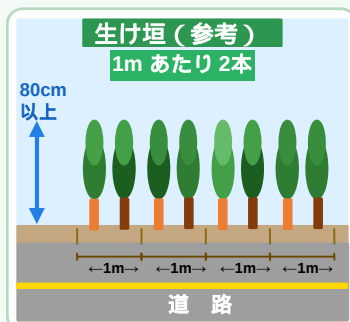
- ・ 新たにつる性植物に適した金網等フェンスを設置、または既存フェンスをつる性植物で緑化（一年草を除く）
- ・ 外部から観望できる緑化部分の高さが60cm以上
- ・ 道路に面した長さ1.5m以上のフェンスの前面を緑化するように植栽
- ・ 植栽密度：1mあたり3本を標準
- ・ 前面に構造物を設置する場合、構造物の高さは60cm以下

駐車場緑地帯



- ・ 緑化面積が3㎡以上
- ・ 緑化部分が公道から目視できる位置にあること
- ・ 車止めの後ろや駐車スペース分離帯など、植物が長期的に生育できる場所を緑化

参考イメージ（各施設の概念図）



提出書類

提出時期	書類名	添付書類
着工前	交付申請書	工事費見積書・現地案内図・平面図（植栽計画図）・商品カタログ等
完了後	設置完了届出書	着工前・完了後の写真、領収証または工事費請求書の写し
請求時	補助金交付請求書	口座振込払依頼書

注意事項



- ・ 申請は必ず着工前に行ってください。工事完了・支払い済みの場合は補助対象外です。
- ・ 各書類の提出・施工・現場確認等、すべての工程を年度内（3月末まで）に完了させてください。年度末は特にご注意ください。
- ・ 一年草など、補助対象とならない植物もあります。事前にご確認ください。
- ・ 宅地開発事業等指導条例の適用を受ける場合は対象外です。また、同種の他の補助制度との重複受給も対象外です。
- ・ 補助対象の設置完了日から5年以上の保持を努めなければなりません。



お問い合わせ先

戸田市 みどり公園課（市役所本庁舎 3階 22番窓口）

TEL 048-441-1800

（代表）